

## グリーン化特例適用車

平成27年4月1日～平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車で、次の基準を満たす車両は、平成28年度の課税のみ軽減課税が適用されます

### 対象車と軽減率

対象車と軽減される割合		
軽乗用車	軽貨物車	軽減率(軽減される割合)
電気自動車および天然ガス自動車 平成32年度燃費基準+20%達成車	電気自動車および天然ガス自動車 平成27年度燃費基準+35%達成車	おおむね75%軽減
平成32年度燃費基準達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	おおむね50%軽減
		おおむね25%軽減

※電気自動車・天然ガス軽自動車は平成21年排出ガス10%低減の該当車。  
※ガソリン車・ハイブリッド車は、平成17年排出ガス基準75%低減(★★★★)に限る。

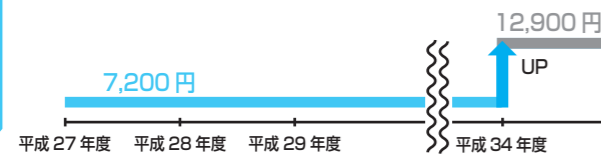
### 軽減後の税額

車種区分	標準税率	軽減税率区分			
		75%軽減税率	50%軽減税率	25%軽減税率	
三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円
	貨物	営業用	3,800円	1,000円	1,900円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円

## 軽自動車税の適用例

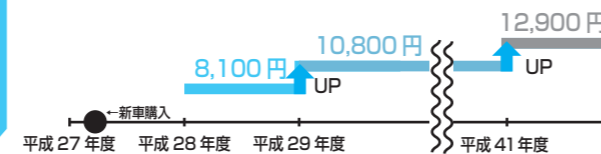
### 【税率適用例①(重課税)】

①平成28年2月現在(初度検査年月:平成20年5月)軽自動車を所有している場合  
平成28年度・・・7,200円(現行税率)  
平成29年度・・・7,200円  
平成34年度・・・12,900円(13年経過のため重課税率)



### 【税率適用例②(軽課税)】

②平成27年5月に新車(初度検査年月:平成27年5月、乗用自家用の25%軽減税率に該当)に買い替えた場合  
平成28年度・・・8,100円(軽減税率)  
平成29年度・・・10,800円(新税率)  
平成41年度・・・12,900円(13年経過のため重課税率)



## 軽自動車の廃車・名義変更はお早めに

### 手続きが必要な場合

- ①自動車を売ったり下取りに出したりした場合
  - ②自動車を廃車した場合
  - ③住所・名前を変更した場合
- ※手続先などは、右表をご覧ください。



種別	手続・問合先
軽自動車、四輪乗用・四輪貨物など	軽自動車検査協会群馬事務所 ☎050-3816-3109
二輪の小型自動車・軽二輪(125ccを超えるバイクなど)	関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021
小型特殊自動車(農耕作業車など) 原動機付自転車(125cc以下のバイク)	役場住民課 ☎47-5015
普通自動車	税について ▶ 県自動車税事務所 ☎027-263-4343 登録について ▶ 関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021

※群馬県ナンバーのものは、役場では手続きできません。購入した販売店や修理店、または関東運輸局群馬運輸支局などに相談してください。

## Monthly PickUp

# 軽自動車税の税率が変わります

軽自動車税は、原動機付自転車や軽自動車などを4月1日現在で所有している人に課税される税金です。平成26・27年の自動車関連税制の見直しにより、平成28年度から税率が変更になります。また、地球環境保護のため、最初の新規検査年月から13年を経過した環境負荷の大きい自動車については、重課税が適用されます。さらに、環境負荷の小さい自動車には税率を軽減する「グリーン化特例」が適用されます。問合先▶役場税務課諸税係 ☎47-5013



## 二輪・小型自動車

平成28年度から次の車種区分で新税率が適用されます  
※平成27年度から引き上げ予定でしたが、平成27年度税制改正により1年延期しました。

車種区分		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50 cc以下	1,000円	2,000円
	51 ~ 90 cc	1,200円	2,000円
	91 ~ 125 cc	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車	126 ~ 250 cc	2,400円	3,600円
	被けん引車(トレーラーなど)		
二輪の小型自動車	251 cc以上	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフトなど)	4,700円	5,900円

## 三輪・四輪

平成27年度から次の新税率が適用されてきました。平成28年度からは環境負荷の大きい車両である経年車(最初の新規検査年月から13年を経過した車両)に対しても重課税が適用となります\*1

車種区分	最初の新規検査年月(初度検査年月)*2			
	平成27年*3 3月31日まで	平成27年 4月1日以降	13年経過*4 経年車重課税	
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円

- \*1 動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車と被けん引車は、重課税の対象外。
- \*2 車検証に記載されている初度検査年月を確認してください(図1を参照)。
- \*3 平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両については、新規検査年月から13年経過するまで、現行の税率が適用。
- \*4 平成28年度以降、毎年4月1日現在で最初の新規検査から13年を経過した車両に適用。(平成28年度は、最初の新規検査が平成14年12月以前の車両が重課税の対象となります)(平成29年度は、最初の新規検査が平成16年3月以前の車両が重課税の対象となります)

(図1)車検証の見方 最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」に記載されています。

自動車検査証		最初の新規検査年月	平成25年 6月 6日	軽自動車検査協会	
番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	車体の形状
307	平成19年 6月 27日	平成19年 6月	軽自動車	貨物 自家用	バン
台番号	乗車定員	取入積載量	車両重量	車両総重量	長さ
8	(4)	(250)	890kg	(1360)	339cm
		350kg		1350kg	147cm
型式	原動機の型式	燃料の種類	前軸重	後軸重	型式指定番号
		ガソリン	440kg	450kg	ORA TOWN* Public Relations